

2024年5月15日

総務大臣 松本 剛明 様  
環境大臣 伊藤 信太郎 様  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫 様  
  
林野庁長官 青山 豊久 様  
北海道知事 鈴木 直道 様  
斜里町長 山内 浩彰 様  
羅臼町長 湊屋 稔 様

〒003-0026 札幌市白石区本通1丁目  
一般社団法人北海道自然保護協会  
会長 在田 一則

### 世界自然遺産知床半島における携帯電話基地局の設置についての意見

新聞報道によると、2022年4月の知床遊覧船事故を契機に、総務省・環境省ほかの関係省庁、関係地方公共団体、地域関係団体および携帯電話事業者は地方自治体の要望に応じて、知床半島地域での携帯電話サービスの通信環境改善に向けて昨年4月に「知床半島地域通信基盤強化連携推進会議」を立ち上げ、同地域での携帯電話基地局の整備を検討してきたとのことです。本年4月26日に開催した第2回連携推進会議での総務省ほかの説明によると、4か所の基地局のうち1局が整備を終え、残りの3局は整備中である、整備中のうち、知床岬の携帯電話基地局は、携帯アンテナを知床岬灯台に設置し、太陽光発電設備(パネル264枚)と蓄電池の電源設備は灯台西側の文吉湾近くの約7,000 m<sup>2</sup>(約84 m×約84 m)のエリアに建設する、携帯アンテナと電源設備は延長約2kmの地中埋設のケーブルで繋ぐ、と報じられています。また半島東側のニカリウス地区でも基地局(詳細は不明)を建設するとされています。

知床半島は、本年国立公園指定60周年となり、来年は世界自然遺産登録20周年を迎えます。約40年前、「しれとこ100平方メートル運動」地域に隣接する国有林での天然林伐採計画に端を発したいわゆる知床国有林伐採反対運動は、本協会も一員である北海道自然保護連合ほかの自然保護団体、全国の「しれとこ100平方メートル運動」参加者の皆さん、そして道民・国民の皆さんの大きな支援により全国的な自然保護運動となりました。一部は強行伐採されましたが、林野庁はこれ以降知床での伐採をやめ、全国に「森林生態系保護地域」を新設するなど、「伐採中心」から「環境重視」へと林政を大転換させました。そのきっかけとなったのが「知床」だったことは皆さんご存知のとおりです。

私たちは、この運動以降、知床半島が日本に残された最後の原生的自然の一つとして道民・国民に認識されるとともに、流水が育む豊かな海洋生態系と原始性の高い陸域生態系の相互関係の特徴が世界に認められたことから、知床半島の2005年世界自然遺産登録に結びついたと考えております。

知床半島の岬部分をはじめ主要部分は、環境省および林野庁所管の世界自然遺産・環境省所管の国立公園特別保護地区・林野庁所管の森林生態系保護地域に指定され、羅臼岳から硫黄山までの山稜部とそこに至るアプローチ以外に歩道はなく、海からのアプローチでも安易に上陸することができないところです。知床岬地域では、海岸から内陸に向かってガンコウランなどからなる高山植物群落、シレットリカブトなどからなる亜高山広葉草原やダケカンバ林、ササ類群落、そしてミズナラなどの山地帯落葉広葉樹林などが短距離で交代する特徴があり、この全体が我が国に類例がない自然となっております。1990年代からエゾシカ食害により、これらの植物群落に偏向遷移が認められますが、岬を囲む防鹿柵設置によって元来の植生に回復することが期待されています。いずれにしても、知床半島全体と知床岬付近の自然は原始性が高く希少性を持つので厳格に守られるべきです。

また、知床半島先端部には希少な鳥類種も生息しています。たとえば、天然記念物や環境省のレッドリスト2020で絶滅危惧II類(VU)に指定されているオジロワシの営巣地が点在し、周年にわたり生息しています。今回の太陽光パネルや電源設備の設置・作業予定地は、複数のオジロワシのつがいの行動圏内にあると考えられ、餌場やとまり場として高頻度に利用される場所と重複している可能性があります。オジロワシの行動圏内の環境変化や、工事作業や保守点検等による営巣地周辺への人間の立ち入りがオジロワシの繁殖や採餌行動、とまり場や時の利用に悪影響をおよぼし、繁殖成績の低下や生息地放棄をもたらすことを懸念します。オジロワシは環境省の種の保存法による国内希少野生動物種であり、本種個体群の保全のため同省による保護増殖事業が行われています。オジロワシは知床の生態系の頂点種であり、本種の繁殖や生息に対する負のインパクトは知床の生態系にも悪影響をもたらすと考えられることから、決して許容できるものではありません。

環境省が2023年10月に策定した「知床国立公園管理計画書」では、「(2)地域区分毎の自然景観の保全」「①先端部地区」(13ページ)で、「当該地域の自然景観の保全は特に厳正に行う」と述べており、また、14ページでは、先端部地区の「利用施設に関する事項」には「一般の公園利用のための施設は設けない」とあります。しかし、今回の携帯電話基地局とその電源施設が一般の公園利用のため(公園利用者の安全確保も含め)であるとするれば、この方針に抵触します。さらに、21ページ以降では、知床国立公園全体を対象とする「許可届出等取扱方針」が記されていますが、そこでは「原則として、先端部地区、知床連山地区、知西別岳及びその周辺地区等の遺産地域管理計画のA地区においては、各種の行為について極力抑制を図る」とした上で、「発電施設」については「太陽光発電については、大規模なものは認めない」とあります(25ページ)。今回の発電施設は、一般的な感覚からすれば、この立地場所を考えると、疑いようのない「大規模」なものと考えられますが、環境省は、明確な根拠を示すことなく「一般の携帯電話基地局整備は、知床

世界自然遺産地域の『顕著な普遍的価値（OUV）に影響する可能性のある大規模な新規工事』には該当しないと認識している」としており、理解に苦しむところです。

また環境省は、知床岬を含む知床半島先端部に関して「知床半島先端部地区利用の心得」（2017年）を策定し、さまざまな取組みで先端部の自然を守ろうとしていますが、その前提となる考えについて「知床半島先端部地区は、極めて原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系を有する地域であり、人類共通の財産として持続的な保全を図り、より良い形で後世に引き継いでいく必要があります」と述べています。また「基本原則」の一つである「他の「利用者」への配慮」には、「次に訪れる「利用者」が先端部地区ならではの静寂かつ原始的な自然体験が味わえるよう、利用の痕跡を残さず来た時と同じ状態にすること。また、他の「利用者」の静寂かつ原始的な自然体験を損なうような行為は行わないこと」とあります。今回の携帯電話基地局及びそのための電源設備の建設が「他の「利用者」の静寂かつ原始的な自然体験を損なうような行為」に該当することは疑いようがありません。

前述のとおり、知床半島先端部は容易にアクセスができる場所ではありません。そのようなところに太陽光発電設備を設置することには防災上からも極めて大きな問題があると考えます。2014年に消防庁消防研究センターが発表した報告書「太陽光発電システム火災と消防活動における安全対策」（消防研究技術資料83号）には、太陽光発電システムは「放電時のエネルギーも大きいため、事故の際の出火の可能性も高い」とした上で「出火したり火災に見舞われたりしても、日射があれば電力を供給し続けるので、感電の危険や放電による再出火の可能性があると述べられています。今回計画されている太陽光発電設備が万一何らかの事故に遭遇し出火した場合、その消火は非常に困難なものとなることが容易に想定され、知床世界自然遺産地域内の大規模な山火事を引き起こしてしまうことも懸念されます。

以上のことから、現在進んでいる計画、特に知床半島先端部・知床岬地域における携帯電話基地局の設置に対し強く反対するとともに、以下の意見を述べます。

1. 世界自然遺産登録地、国立公園特別保護地区、森林生態系保護地域である知床岬地域において、文吉湾に近接する東側に太陽光パネル（264枚）と蓄電池施設等の電源設備の建設による約7,000 m<sup>2</sup>（約84 m×約84 m）の自然改変を行い、そこから知床岬灯台まで約2 kmのケーブル埋設を実施することは、それぞれの工事において重機を使用することが想定されますが、知床岬の貴重な自然を攪乱し、多大な影響を与えることが懸念されます。他方、人為の影響を排除してきた原始性の高い貴重な地域において、例えばササ類群落が多い部分であるから工事可能と考え、植物群落ごとに影響を評価し工事を是認する考え方は決して許されることではありません。すなわち、この自然全体を守るべきであり、そこでの改変は、世界自然遺産および国立公園特別保護地区における生物多様性と自然景観を大きく破壊すると予想され、こ

の地域の特殊性から看過できるものではありません。

2. 本件のように、世界自然遺産および国立公園特別保護地区での核心部とも言える知床岬において約7,000 m<sup>2</sup> (約84 m×約84 m)の大規模な工事（自然改変）を行うには、当然にも知床世界自然遺産地域科学委員会や世界自然遺産の審査機関である国際自然保護連合（IUCN）に事業の内容を詳細に報告し、それぞれの意見を十分に聞く必要があります。しかし、公表されている同科学委員会の令和5年度第1回（2023年8月29日）および第2回（2024年2月19日）の議事録を見ると、議論らしい議論がほとんどなされていないように見受けられます。したがって、5月に予定されているという工事着工を見合わせ、まずは知床世界自然遺産地域科学委員会や国際自然保護連合（IUCN）に事業の内容を詳細に報告し、意見を十分に聞くなど、慎重な検討が必要です。
3. 北海道の国立公園は、原生的な自然を特徴とする国立公園が多く、利用者はそのような原生的自然体験を期待しています。その場合、利用者は利便性よりも、不便さを伴う非日常的な原生的自然体験を甘受することを優先するべきです。知床半島の核心部および周辺の海域において、観光船からの通話や現地の動画ライブ配信などのための携帯電話の通信強化を進めるべきではありません。環境省みずから、世界自然遺産かつ国立公園特別保護地区の極めて重要な自然を破壊してまで利用者の要求に応えることには大きな疑問があります。
4. 多くの死者を出した2年前の観光船事故は、観光船事業者の運営・運航の過失によるものでありますが、その背景には関係官庁等による遊覧船の審査・指導が不十分であったことや検査機構の認識不足により有効な通信手段（業務無線や衛星電話）を備えていなかったことにあると言われていています。したがって、世界自然遺産かつ国立公園特別保護地区において携帯電話の通信強化の目的が是であるのか、また必要性について国民の理解を得ることができるか、大きな疑問があります。
5. 全国の国立公園・国定公園を見ると、本件のように、本来、保護を重視すべき地域において、自然公園利用者の利便のため地元自治体による携帯電話基地局設置の要望が今後も生じてくると考えられます。携帯電話基地局、それに伴う太陽光パネルの設置、そして地下ケーブルの設置は、利便性を求めた結果と考えられますが、環境省は安易な対応ではなく、生物多様性保全と自然景観保護の立場からの方針を立てるべきです。

以上